

## 【千曲市協働事業提案制度】（実施要領）

## — 基 本 編 —

## 目 次

I	はじめに	2
1	なぜ、協働事業提案制度を創設するのか	
2	協働事業提案制度とは	
3	どんな効果が期待できるのか	
II	制度の概要	4
1	提案の種類	
2	提案者の要件	
3	提案事業の要件	
4	募集期間	
5	事業費	
6	事業の実施期間	
III	事前相談・協議	7
1	事前相談	
2	事前協議	
IV	審査・選考	8
1	なぜ、審査・選考を行うのか	
2	審査・選考方法	
3	書類審査の概要	
4	公開プレゼンテーション、最終審査・選考の概要	
V	評価	10
1	なぜ、評価を行うのか	
2	評価の種類と概要	
VI	基本的スケジュール	11

## I はじめに

### 1. なぜ、協働事業提案制度を創設するのか

現在、千曲市では市民により構成された団体が自主的かつ継続的に行うまちづくりのための活動を資金面で支援するため、公益性の高い事業を企画して実施する団体に対し、「**千曲市公募団体補助金交付制度**」により補助金を交付しています。

しかし、千曲市が将来にわたり個性を磨き、魅力あるまちをつくっていくためには、市民と行政が一緒になって考え、行動しながら社会的課題や身近な地域課題といった公共的課題を解決していくことが重要であり、主役である「市民の力」「地域の力」を集め、効果的に活かすことで、千曲市が進めようとする理想のまちづくりが現実味を帯びていくものと言えます。

そこで、「協働のまちづくり指針・行動計画」が策定され、市民と行政による協働のまちづくりを具体的に進めていこうとしている今、現在のような行政からの一方的な資金面のみの支援に限定するのではなく、市民と行政が互いに知恵を絞り、“力”を出し合うことによってまちづくりに活かされ、さらには取り組むことによって双方に相乗効果が期待できる新たな制度（仕組み）の構築が求められています。

### 2. 協働事業提案制度とは

千曲市には、福祉をはじめとし環境、防犯・防災、教育、まちづくりなど様々な分野にわたり公共的な課題があります。

また近年では、社会状況の変化等により、こうした課題に対応するためのニーズも多様化・複雑化しています。そしてこれらの課題やニーズに対し、公共サービスという名のもと、行政だけできめ細かく対応し、解決していくのは困難と言わざるを得ません。

そこで、市民が持つ知識や経験、人材、情報、熱意などを事業という形で提案を受け、市民と行政が互いに役割分担しながら効果的に対応・解決していこうとする仕組みが「**協働事業提案制度**」です。

この制度で求める提案は、新たな事業や分野での提案だけでなく、千曲市が既に実施している事業をより良いものにしようとする提案も含まれます。

「行政と協働して事業を進めたい」「こんな方法でやればもっと良くなるのに」「〇〇のためにこうしたい」というニーズや思いとともに、行政だけでは考えつかない柔軟な発想、先駆的・専門的分野における企画を提案してもらい、一緒になってその実現性を高めます。

さらには、計画→実施→検証・評価→改善→といったサイクルの定着を図るとともに、協働の基本原則を守りながら取り組むことで様々な公共的課題を解決していきます。

ただし、この提案制度は「**公益＝社会全体の利益**」を目的として行う事業とします。また、市民と行政それぞれの責任と役割分担を明らかにすることから、行政への一方的な要望や行政からの一方的な支援等といったものは、この制度に馴染まないものです。

### 3. どんな効果が期待できるのか

- (1) 事前の協議や採択決定後の具体的な実施に向けた準備期間を設けることで、お互いの信頼関係の深まりとともに意識改革（協働意識の高揚等）が図られます。
- (2) 事前・事中・事後における徹底した協議や評価（検証）といった流れの定着を図り、繰り返すことで固定観念にとらわれない新たな発見とともに、事業の拡充・発展につながります。（新たな公共サービスの提供や既存サービスの質的向上）
- (3) 事前審査（公開プレゼンテーション）及び事後評価（報告会等）を公開することによって、透明性が確保されるとともに、情報として広く発信することで市民の活動意欲が高まります。
- (4) 市民の自発的な企画と積極的行動機会の創出により、活動を原動力とする市民主体の活気あふれるまちづくりの実現性が高まります。

## II 制度の概要

### 1. 提案の種類

次の2種類とします。

- (1) 市民テーマ型（団体が自由なテーマで提案できる事業）
- (2) 行政テーマ型（行政の設定したテーマに基づき団体が提案する事業）

#### <補足>

※行政テーマ型には、次の2種類を想定します。

- ①公共的課題の解決やまちづくりに向けたアイデア・ノウハウ等を募る。
- ②行政が考えた事業と一緒に協力して実行する団体等を募り取り組む。

※役割分担と責任の所在を明確化するため、また採用された場合の実効性を考慮し、原則として「1団体1提案」とします。

(例えば…)

①市民テーマ型の例	②行政テーマ型の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・回遊型遊歩道整備事業 (ウォーキングルート整備・マップ作成等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策 (利活用可能な空き家対策)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動推進事業 (啓発活動・街頭での運動、講演会等の開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、市有地等の活用や管理</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史、文化、自然等を地域に広める、次代に継ぐ事業（冊子の発行・学習会等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント、行事等のあり方</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーペーパーとポータルサイトを使った情報の発信事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他として、人口減少対策・子育て支援策・高齢者対策・健康づくり・地域経済の活性化・荒廃農地の解消・安全安心・教育の振興など幅広い分野でのテーマ設定が可能です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・姨捨棚田を活かしたイベント</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽トラックを利用した朝市の開催による賑わい創出事業</li> </ul>	

### 2. 提案者の要件

この協働提案制度に応募することができるのは、次に掲げるいずれの要件も満たす「団体」とします。

- (1) 5人以上で構成されていること。
- (2) 団体の運営に関する規約等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (3) 千曲市又は千曲市に隣接する市町村の区域内を、主な活動範囲としていること。
- (4) 宗教又は政治に関する活動を目的とした団体ではないこと。
- (5) 選挙に関する活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 反社会的な活動を行う団体ではないこと。
- (7) その他公序良俗に反する団体ではないこと。

## ＜補足＞

※個人は対象としません。

(個人のアイデア(ひらめき等)は、「私のまちづくり提案」を活用します。)

※法人格の有無や団体としての経験年数は問いません。

※大きく次の4種類の団体を想定します

## ①特定非営利活動法人(NPO法人)

[特定非営利活動促進法で法人として認証された公益法人団体]

## ②市民活動団体・ボランティア団体

[法人格を持っていない任意団体などで営利を目的とせず、自発的に幅広く活動を進めている団体]

## ③地域コミュニティ組織

[地域住民で構成され、区・自治会などの地域活動の拠点となる組織]

## ④その他の市民活動団体

[小・中・高等学校などの教育機関、社会福祉法人・財団法人・社団法人などの公益団体、企業や商店などの民間の事業者、商店会・商工会議所・商工会、その他市民で構成される団体]

注)「営利」とは、構成員の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員が分配することを指します。  
(参考:「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員に分配しないという「非分配」を意味します。)

## 3. 提案事業の要件

この協働提案制度に応募することができる事業は、次に掲げるいずれの要件も備えた事業とします。

- (1) 提案した翌年度に実施可能かつ、市内で行われる事業(千曲市に隣接する市町村の区域を主な活動範囲としている団体にとっては、千曲市民とともに取り組む事業に限る。)
- (2) 公益的・社会貢献的な事業であって、団体と行政が協働して取り組むことで社会的課題や地域課題の解決、又は福祉の向上等が図られる事業
- (3) 団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であって、協働して取り組むことで相乗効果が高まると期待できる事業
- (4) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業、又は宗教的活動若しくは政治的活動と認められる事業ではなく、より広い範囲で効果をもたらすことが期待できる事業
- (5) 予算(事業費)の積算等が適正である事業

## ＜補足＞

※区・自治会が自ら行う事業については、複数の区・自治会が連携して広域的課題を解決するためのソフト事業を対象とします。ただし、単独であっても将来的に普及・拡大等が期待される先進的モデル事業は対象とします。

(ハード事業については「地域づくり計画」で対応します。)

※上記要件を全て備えていない他、次に該当する事業も応募することができません。

- ・営利を主たる目的とするもの
- ・選挙活動に関わるもの
- ・施設等の建設や整備等を目的とするもの
- ・法令や条例等に反するもの
- ・その他公序良俗に反するもの

## 4. 募集期間

募集は、いずれも年1回とします。

## 5. 事業費

事業費に対する考え方は次のとおりとします。

- (1) 対象とする事業費は、協働事業の実施に直接必要な経費とします。**(解説編 P4 参照)**
- (2) 市が負担する経費は、役割分担に基づき算出した経費とする。但し、予算の範囲とする。  
(募集時に上限設定します)

### <補足>

※市が負担する内、「補助」については、現行の「公募団体補助金交付制度」の内容を適用し、次のとおりとします。(団体育成分は、新たに組織された団体のみに加算する)

補助金の種類	事業費に対する補助率	限度額	交付期間
事業費補助金	1/2 以内	50 万円	事業実施期間
団体育成補助分	1/3 以内	10 万円	事業実施期間 (最長 2 年)

## 6. 事業の実施期間

事業の実施期間は、原則として予算が確定し、協定書等の締結後（4月以降）から同年度の3月31日までとします。但し3年を限度として継続することができます。

### <補足>

※3年を限度として継続する場合は、毎年提案団体からの中間報告により、取り組み内容等を検証し、次年度以降の効果が高められるよう必要に応じ協議の場を設定します。

なお、事業の継続を複数年希望する場合は、提案当初に3年を限度とした「事業継続希望書」**(様式第6号)**の提出を義務付けます。(契約等については、毎年締結します)

※同一内容の計画は認めません。

※事業の継続を担保するものではありません。

## Ⅲ 事前相談・協議

### 1. 事前相談

募集開始から提案書類等を提出するまでの間、提案内容や書類等の書き方等の相談については、「[総合政策課](#)」が担当します。

また、提案しようとする事業に関係ある課等でも相談することもできますが、「[総合政策課](#)」が窓口となります。(必要に応じ関係課等との調整も行います)

#### <補足>

※募集期間以外の提案に関する相談等については、随時「[総合政策課](#)」で受け付けます。

### 2. 事前協議

提案書類等の提出後、事業担当課を決定し、一定期間、提案団体と事業担当課において提案された内容の確認、役割分担、事業費、形態等必要事項を十分協議したうえで実現性を高めます。なお、協議にあたっては、協働の基本原則を順守しながら進めます。

協議の結果、協働事業として適さないと判断された場合、そのままの内容での事業実施は見送ることとなります。

#### <補足>

※提案事業を見送る場合は、この時点で関係書類を返却します。また、協議にあたっては、提案内容や関係書類の修正等も行います。なお、協議にあたり必要に応じて「[総合政策課](#)」も加わります。(事業担当課は、「意見書」(様式第7号)を作成します)

※事業(協働)形態としては、主に委託、共催、後援、事業協力、実行委員会、補助等を想定します。事業の目的や実施方法等によっては、どの形で協働するのが適切か提案内容によって選択します。**(解説編 P5 参照)**



## IV 審査・選考

### 1. なぜ、審査・選考を行うのか

「協働事業提案制度」は、行政だけでは考えつかないような柔軟な発想、また、それぞれの団体が持つ先駆的・専門的分野での企画提案に対し、行政も一緒になって事業としての実現性を高めていこうとするものです。

したがって、審査・選考にあたっては、提案事業をふるいにかけるというより、提案内容等について事業担当課と事前に協議できる機会等を十分確保したうえで、むしろ効果が期待できる協働事業を一つでも多く推進する視点を大切にします。

そのためには、事前の準備等も含め、提案団体の負担を考慮しながら提案意欲や活動機運の醸成を図ります。

しかし、実施にあたっての公費の適正な執行、また事業の公益性や採択に向けた透明性、公平性を確保することも重要であることから、基準等を明確化するとともに一定のルール化を図りながら円滑な審査・選考を行います。

### 2. 審査・選考方法

提案された事業に対する審査・選考は、次のとおりとします。

- (1) 書類審査
- (2) 公開プレゼンテーション、最終審査・選考
- (3) 市長の最終判断

<補足>

※審査・選考の具体的方法等の詳細については、別途「審査・選考実施要領」を定めます。

### 3. 書類審査の概要

書類審査は、概ね次の手順で行うこととします。(解説編 P10 参照)

- (1) 事業担当課において、団体要件・事業要件、関係法令等による可否、既存制度・仕組みとの整合に関する事項等について、提出書類をもとに審査を行います。
- (2) この審査は、事前協議(前述 III-2)と並行して行うため、虚偽記載に関する形式的審査とともに、協働事業として取り組む際に重要と思われる視点で協議しながら、必要に応じて提出書類の修正等も行います。
- (3) 事業担当課との事前協議の結果、協働事業として適さないと判断された場合、そのままの内容での事業実施は見送り、次に進むことはできません。
- (4) 提案団体と事業担当課において、協働事業として実施することで協議が整った事業については、公開プレゼンテーション・最終審査選考に向けて準備を行います。



### <補足>

※事前協議の際、協働事業として取り組む際、次のような視点が重要と思われます。

- ①事業内容が社会的課題や地域課題、市民ニーズを的確に捉えたうえで、実現したい・解決したい目的として明確化しているか。
- ②より広い範囲で効果をもたらすことが期待できる事業か。
- ③協働して事業を行うことで、市民サービスの向上等につながるか。
- ④協働して事業を行うことで、相乗効果が見込めるか。
- ⑤事業の実施方法に問題ないか。また、市民と行政の役割分担が明確かつ妥当か。
- ⑥提案団体が提案事業を遂行できる能力があるか。
- ⑦実施スケジュールに問題ないか。
- ⑧継続して事業を行う場合の理由が明確かつ妥当か。(希望のある場合のみ)
- ⑨一方的な支援に限定することなく、自らも積極的に関わる姿勢等が伺えるか。 等

## 4. 公開プレゼンテーション、最終審査選考の概要

公開プレゼンテーション、最終審査選考は、概ね次の手順で行うこととします。

(解説編 P10 参照)

- (1) 提案団体によるプレゼンテーションは、公開で行います。
- (2) プレゼンテーション後の最終審査選考会は、非公開で行います。
- (3) 審査(選考)基準やプレゼンテーションによる質疑等をもとに、「千曲市協働事業提案制度審査選考委員会」が意見して市長あてに報告します。
- (4) 結果等について提案団体あてに書面で通知します。(様式第8号)

### <補足>

※公開プレゼンテーションに参加しない場合は事業実施の資格を失います。

※実施条件等を付して採択された事業で、提案団体がその条件に沿って事業が行えないと判断した場合は、提案を取り下げることができます。

## V 評価

### 1 なぜ、評価を行うのか

本編「2.協働事業提案制度（P2）」で触れたとおり、協働により事業を実施するにあたっては、「計画→実施→検証・評価→改善→計画…」といったサイクルの定着を図ることで、さらに効果を高めていく狙いがあります。

“協働する”ということは、様々な主体が共通の目的や目標の達成に向けてお互いの立場や特性を活かしながら協力して取り組むことであり、協働で計画・実施することがすべてではありません。

提案団体も行政もそれぞれ決められたルールの中で組織を運営しています。そのため、考え方や進め方、決定方法等が双方で違っているのは当然と言えます。したがって、当初から完璧に協力しながら活動することは容易いことではなく、お互いの考え方や進め方、決定方法等の「ずれ」を修正していくためにも、評価・改善が重要なポイントと言えます。

また、市民と行政が協働で事業を実施する場合、それぞれが単独で行うよりも効果的に実施できたかどうかを適正かつ客観的に確認することが重要であるとともに、多くの市民に伝え、情報の交換・共有することで、共に成長する場としての機会を設けていくことが求められます。

さらに、評価結果等の内容を公開することで、評価の透明性と公平性が確保できるだけでなく、市民の理解と活動意欲の促進としての効果も期待できます。

### 2 評価の種類と概要

評価に関する概要は、次のとおりとします。（解説編 P11 参照）

#### (1) 自己評価

提案団体と事業担当課において、別途設定する評価視点に基づきながら、評価を行います。

#### (2) （仮称）成果報告会による事業評価

提案団体及び事業担当課が取り組んだ事業について、公開の場で成果を発表するとともに、結果等を公表します。

#### (3) 中間評価

3年を限度として提案事業を継続する場合、毎年、提案団体と事業担当課において中間評価を行い、次年度以降の効果が高められるよう努めます。

## VI 基本的スケジュール

それぞれの時期は、予定であり、多少前後することがあります。

